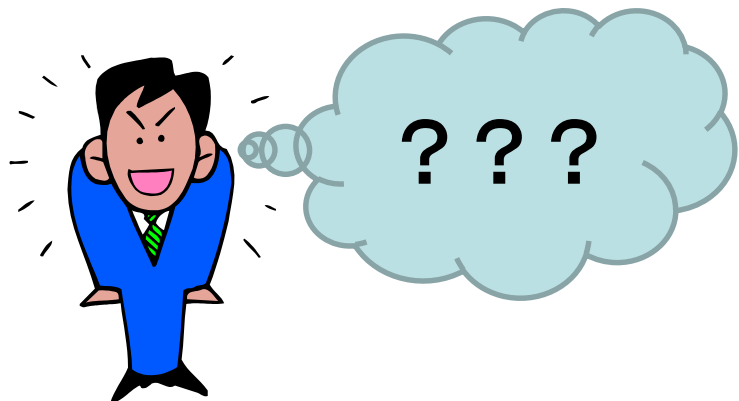


II. TOKYO PRO MARKET 設立の経緯

概要



それではまず
TOKYO PRO
Marketができるまでの主な
経緯を説明し
ましょう。



金融庁

- 2007年12月
「金融・資本市場競争力強化プラン」
- 2008年6月
「金融商品取引法の一部を改正す
法律」成立 同12月「同施行」

TOKYO
AIM

- 2009年6月
TOKYO AIM 取引所開設

TOKYO
PRO
Market

- 2012年7月
TOKYO PRO Market 開設

1. 金融・資本市場競争力強化プラン

① 概要



「金融・資本市場
競争力強化プラン」ってどんな内容ですか？

少子高齢化が進む
日本経済が、今後も
持続的に成長するた
めに、金融サービス
業が国際的に強い産
業となる必要がある
という内容です。



● 競争力強化の必要性

- 少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、
 - 我が国の金融・資本市場において家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供すること
 - 内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくこと、が求められている
- 国際的な市場間競争が一層激化する中、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題
- 金融サービス業が高い付加価値を生み出す産業として日本経済に貢献することも期待

② 金融・資本競争力強化の必要性



日本の経済って国際的に強いんじゃないんですか？

昔は強かったということですね。平成22年6月の経済産業省の「産業構造ビジョン」を見てみてください。背筋が凍りつきますよ。



世界における日本経済の地位

1.一人当たりGDPの世界ランキング

2000年	2008年
3位	23位

2.世界GDPに占める日本のシェア

1990年	2008年
14.3%	8.9%

3.国際経営開発研究所 国際競争力

1990年	2010年
1位	27位

(出所)産業構造ビジョン 2010

③ 国際競争力強化の方策



うーん。。。
で、話を戻して、
どうやって国際
競争力を強化
するんですか？

そのための方策として

- ①信頼と活力のある市場を構築すること
 - ②金融サービス業の活力と競争を促進するビジネス環境を整備すること
 - ③より良い規制環境を整備すること
 - ④市場の周辺環境を整備すること
- を進めていきます。



- 信頼と活力のある市場の構築
 - ・ 国内・国外の投資家や資金調達者の多様なニーズに応えつつ、市場の参加者が安心して取引ができるような市場を作る。
- 金融サービス業の活力と競争を促進するビジネス環境の整備
 - ・ 金融サービスの多様化・高度化に対応しつつ質の高いサービスを提供し、時代のニーズにあった制度の枠組みを作る。
- より良い規制環境の整備
 - ・ 国際市場としての優位性や競争力を高められる金融規制の整備・運用の改善。
- 市場の周辺環境の整備
 - ・ 専門的知識の高い人材の育成。

④ 金融商品取引法改正との関係




金融商品取引法の改正とはどういう関係があるんですか？

- ①信頼と活力のある市場を構築すること
 - ②金融サービス業の活力と競争を促進するビジネス環境を整備すること
- の2点への対応が今回の金融商品取引法の改正の主な目的です。
- ①をもう少し詳しく説明します。




- 「信頼と活力のある市場の構築」は以下の方策を盛り込んでいます。
 - 多様な資金運用・調達機会提供の促進
 - 取引所において幅広い品揃えをすること。
 - プロの投資家による取引を活発化するために、プロ投資家に限定した取引市場の枠組みを構築すること。
 - 個人投資家が投資しやすい税制の整備に取り組むこと。
 - 市場の公正性・透明性の確保
 - 市場の信頼性を確保するために、違反行為に対する実効的な抑止のための金融商品取引法上の課徴金制度を見直すこと。
 - 利用者・市場の自律性、専門性、機動性を活かしつつ、法律に基づく規律付けを補完する立場から自主規制機能の強化を図ること。

⑤ ビジネス環境の整備




なるほど、それで②は何でしたっけ？




では、次に②金融サービス業の活力と競争を促進するビジネス環境を整備することをもう少し詳しく説明しましょう。

- 「金融サービス業の活力と競争を促進するビジネス環境の整備」は以下の方策を盛り込んでいます。
 - ・ 銀行・証券・保険間の役職員の兼務規制の撤廃、法人顧客に関する非公開情報の授受の制限の緩和によるファイアーウォール規制の見直し。
 - ・ 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大
 - ・ 証券会社、銀行等及び保険会社に対して、利益相反に関する内部管理体制の強化の義務付け
 - ・ 国内ファンドマネージャーが海外投資家とより積極的に業務を行うことができるように、海外ファンドマネージャーから独立した関係にある国内ファンドマネージャーを代理人PE(恒久的施設)として扱わない措置を講じる。

⑥ 金融商品取引法改正の理由



それで、金融商品取引法はどう変わったんですか？



金融庁では改正の理由を右のように公表しました。

我が国金融・資本市場の競争力強化を図るため、**金融に関する知識を有する特定の投資家に参加者を限定した市場を創設**するとともに、投資信託商品の多様化、金融商品取引業者に係る兼職規制の撤廃等を行うほか、課徴金について算定方法及び対象範囲を見直す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

⑦ まとめ



えーと、てことは、日本の経済がやばくなってきたから、昔の様に強くするために、特にプロの投資家に色々な企業に投資をしてもらうための新しい市場としてTOKYO AIMを作り、それを東京証券取引所単体でTOKYO PRO Marketとして承継したということですか？

正解です。よく理解してくれましたね。それでは、次に、今回の金融商品取引法の改正の中で、旧TOKYO AIM、現TOKYO PRO Marketに関連する部分をもう少し、詳しく説明していきます。

